

独 国 青 財 第 4 号
令和5年4月28日
一 部 更 新
令和5年9月11日

利用団体 各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構
理事長 古川 和

地方施設における施設使用料金改定のお知らせ

当機構は、青少年教育のナショナルセンターとして、全国28か所の施設を通じて多様な体験活動と機会を提供してまいりました。

また、青少年を取り巻く環境の変化や、新型コロナウイルス感染症の影響による新たな課題に直面する中で、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちに良質な体験活動を提供することが、ナショナルセンターとしての役割と考えております。

そのため、「青少年一人ひとりが幸福を追求できる持続可能な社会を実現する」というビジョンを掲げ、政府予算及び自己収入等により、各事業において指導者養成、研修支援等様々な取組に注力しております。

今後、政府予算が厳しい状況においても、全ての子供たちに良質な体験の機会を提供し、将来にわたって青少年教育を推進するため、更なる質の充実を図り、安全・安心で良質な体験活動の提供が可能な施設運営を実施してまいります。

しかしながら、施設の充実に係る経費の全てを政府予算で賄うことは困難であるため、施設使用料金を改定させていただき、施設の充実に係る経費の一部を利用者の皆様に御負担いただくことで、全ての子供たちの安全・安心に配慮して、感動体験を提供できる体制の充実を図ってまいります。

皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

【改定内容】

(現行)

シーツ等洗濯料 300円/1回 ※テント泊に伴うものは施設毎に設定

施設使用料 団体区分	青少年	0円/泊
	一般	900円/泊

(改定)

施設使用料

幼児（年少以上）	300円/泊	※（4泊以上の利用）期間中定額
----------	--------	-----------------

子供（小学生～高校生）	600円/泊	※（4泊以上の利用）期間中定額
-------------	--------	-----------------

大人（18歳以上）	2,500円/泊	※学生は1,200円/泊、 (7泊以上の利用)期間中定額
-----------	----------	---------------------------------

※シーツ等洗濯料は廃止となります。

※上記の他、利用形態により一部免除制度を設けておりますので、詳細は別紙を確認ください。

【適用時期】

利用開始が令和6年4月1日以降分から

以上

施設使用料金（令和6年4月適用）早見表

対象	規定料金	一部免除料金								
		本館・ロッジ泊				テント泊				
		大学・短大等の 学生利用 ※4	要保護・ 準要保護世帯 利用 ※5	特別な配慮が 必要な子供向け の活動を行う 団体利用 ※6	長期利用 (7泊以上かつ 30人以上の団体)	右記以外	大学・短大等の 学生利用 ※4	青少年団体利用 ※9	要保護・ 準要保護世帯 利用 ※5	特別な配慮が 必要な子供向け の活動を行う 団体利用 ※6
幼児 (年少未満) ※1	0円/泊					0円/泊				
幼児（年少 ～年長）※2	300円/泊 (4泊以上の 利用) 期間中900円 定額					300円/泊				
子供(小学生 ～高校生※3) 期間中1,800円 定額	600円/泊 (4泊以上の 利用) 期間中900円 定額	300円/泊 (4泊以上の 利用) 期間中900円 定額	300円/泊 (4泊以上の 利用) 期間中900円 定額			300円/泊				
大人	2,500円/泊 （7泊以上の 利用) 期間中7,500円 定額	1,200円/泊 （7泊以上の 利用) 期間中7,500円 定額	300円/泊	300円/泊 ※7	1,200円/泊 ※8	1,200円/泊	600円/泊	600円/泊	300円/泊	300円/泊

※1 ①幼稚園・保育園等の在籍を問わず、当年度4/2～翌年度4/1の間に3歳に到達する者までが対象。

※2 ①幼稚園・保育園等の在籍を問わず、当年度4/2～翌年度4/1の間に6歳に到達する者までが対象。

※3 ①高校に相当する学校（専修学校高等課程等）に在籍する者が対象。

②上記①に該当しない場合、当年度4/2～翌年度4/1の間に18歳に到達する者までが対象。

※4 ①大学に相当する学校（大学校・短大・専修学校専門課程等）に在籍する者が対象。

※5 ①部活・サークルを含む学校利用が対象。

②小～高を想定しているが、就学前の子どもたちに帯同する大人にも準用。

③利用にあたっては、申請書の提出が必要。

※6 ①経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある子供を支援する団体等。

（ただし、当該活動に対して自治体から公的支援を受けている場合を除く。）

②利用にあたっては、申請書の提出が必要。

③一部免除の可否については、利用を希望される施設に要相談。

※7 子どもたちに帯同する場合は、子供たちの活動の下見の場合が対象。

※8 大人が1名であっても適用。

※9 ①利用区分が「青少年」となる団体。

②該当の可否については、利用を希望される施設に要相談。